

株主各位

第145期定時株主総会招集ご通知に 際してのインターネット開示情報

I. 会社の支配に関する基本方針

II. 連結注記表

III. 個別注記表

平成25年6月4日

オリンパス株式会社

上記の事項は、法令および当社定款の規定にもとづき、当社ウェブサイト (<http://www.olympus.co.jp/>) に掲載することにより、株主の皆さまに提供したものとみなされる情報です。

I. 会社の支配に関する基本方針

1. 基本方針の内容の概要

当社は、当社の財務および事業の方針の決定を支配する者は、当社の財務および事業の内容や当社の企業価値の源泉を十分に理解し、当社の企業価値ひいては株主の皆さまの利益を継続的かつ持続的に確保・向上していくことを可能とする者である必要があると考えています。

当社は、当社株式の大量買付であっても、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に資するものであれば、これを一概に否定するものでもありません。また、株式会社の支配権の移転を伴う買付提案に応じるか否かの判断は、最終的には株主全体の意思に基づき行われるものと考えています。

しかしながら、株式の大量買付の中には、その目的等から見て企業価値ひいては株主共同の利益に対する明白な侵害をもたらすもの、株主に株式の売却を事実上強要するおそれがあるもの、対象会社の取締役会や株主が買付の条件等について検討し、あるいは対象会社の取締役会が代替案を提案するための十分な時間や情報を提供しないもの、買収者の提示した条件よりも有利な条件をもたらしたりするために、対象会社による買付者との交渉を必要とするもの等、対象会社の企業価値ひいては株主共同の利益に資さないものも少なくありません。

とりわけ、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保・向上させていくためには、長年培われた技術資産や人的資産を維持し、そのような技術資産や人的資産を中長期的視野で保護育成することおよび顧客とのネットワークを維持・強化・拡大していくこと等に重点を置いた経営が必要不可欠です。

当社株式の大量買付を行う者が、これら当社の企業価値の源泉を理解し、これらを中長期的に確保し、向上するのでなければ、当社の企業価値ひいては株主共同の利益は毀損されることとなります。当社は、このような当社の企業価値ひいては株主共同の利益に資さない当社株式の大量買付を行う者は、当社の財務および事業の方針の決定を支配する者として不適切であり、このような者による当社株式の大量買付に対しては、必要かつ相当な対抗措置を採ることにより、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保する必要があると考えています。

2. 基本方針の実現のための取組み

(1) 基本方針の実現に資する特別な取組みの内容の概要

当社は製造業を営む企業として、先端技術、製造技術に関する基礎研究の充実と研究開発体制の整備を行い、長年にわたって蓄積されてきた技術、知識やノウハウを世代間にわたって継承することにより、中長期的視点に基づいたコア技術の育成を行なってまいりました。その結果、深耕と拡大が図られた基盤技術が、内視鏡などのユニークな製品、事業として結実し、社会に対する新しい価値の提案に結びついてまいりました。

この認識を踏まえ、当社は、平成24年4月20日付で発足した新経営体制により、平成25年3月期を初年度とした5か年の新中期ビジョン（以下「中期ビジョン」といいます。）を平成24年6月8日に発表し、新経営体制における経営方針を「原点回帰」、「One Olympus（ワン・オリンパス）」、「利益ある成長」の3つとしました。過去の不祥事の反省にたち、「原点回帰」を全ての戦略遂行、行動の基本とし、「One Olympus（ワン・オリンパス）」＝世界中の社員が価値観・目標を共有して一丸となることで、「利益ある成長」を目指しております。

こうした経営方針に基づき、オリンパス再生と新たな価値創造を実現するため、①事業ポートフォリオの再構築・経営資源の最適配分、②コスト構造の見直し、③財務の健全化、④ガバナンスの再構築の4つの基本戦略を実行しております。また、平成24年9月28日に発表したソニー株式会社との業務提携及び資本提携により、当社の財務基盤を強化するとともに、両社の強みを融合し、医療事業及びデジタルカメラ事業での協業による企業価値の

向上を目指しています。

当社では、過去の損失計上の先送り等に係る一連の問題が生じたことから、今後このような事態を二度と引き起こさないために、当社からの独立性を確保した第三者委員会による平成23年12月6日付調査報告書において指摘された問題点、再発防止に向けた提言を踏まえ、コーポレート・ガバナンス体制の強化、内部統制システムの整備及びコンプライアンスの見直しを進めてまいりました。具体的には、外部有識者による経営改革委員会の助言を得て検討し社内検討チームで取りまとめた再発防止策を、平成24年4月20日付で発足した新経営体制の下で着実に実施しており、コーポレート・ガバナンス体制の強化、内部統制システムの整備及びコンプライアンスの見直しを引き続き進めております。

(2) 基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務および事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組みの概要

(i) 当社は、平成24年6月28日開催の第144期定時株主総会の決議により、当社株式の大量取得行為に関する対応策（買収防衛策）について従来のプランの内容を一部改定した上で更新しました（以下、更新されたプランを「本プラン」といいます。）。

(ii) 本プランの内容

本プランは、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に資さない当社株式の大量買付を行う者によって当社の財務および事業の方針の決定が支配されることを防止し、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に反する当社株式の大量買付を抑止するとともに、当社株式の大量買付が行われる際に、株主の皆さまがこれに応じるべきか否かを判断し、もしくは当社取締役会が株主の皆さまに代替案を提案するために必要な時間や情報を確保したり、または株主の皆さまのために交渉を行うこと等を可能とすることを目的としています。

本プランは、①当社が発行者である株券等について、保有者の株券等保有割合が20%以上となる買付その他の取得、または②当社が発行者である株券等について、公開買付を行う者の株券等所有割合およびその特別関係者の株券等所有割合の合計が20%以上となる公開買付に該当する、当社株券等の買付その他の取得もしくはこれに類似する行為またはこれらの提案（当社取締役会が本プランを適用しない旨別途決定したものを除くものとし、以下「買付等」といいます。）がなされる場合を適用対象とします。また、買付等を行おうとする者（以下「買付者等」といいます。）は、予め本プランに定められる手続に従うものとし、本プランに従い当社取締役会が本新株予約権の無償割当ての不実施に関する決議を行うまでの間、買付等を実行してはならないものとします。

買付者等は、買付等の開始または実行に先立ち、別途当社の定める書式により、本プランに定める手続を遵守する旨の誓約文言等を含む書面等を当社に対して提出していただきます。また、買付者等は、当社が交付する書式に従い、株主の皆さまの判断等のために必要な所定の情報を記載した書面（以下「買付説明書」といいます。）を当社取締役会に対して提出し、また、当社取締役会は、受領した買付説明書を、社外取締役等により構成される特別委員会に送付します。

特別委員会は、買付者等および当社取締役会からの情報等、買付等の内容の検討、買付者等と当社取締役会の経営計画・事業計画等に関する情報収集・比較検討、当社取締役会の提供する代替案の検討等を行うとともに、買付者等との協議等を行います。また、特別委員会は、当社の費用で独立した第三者の助言を得ることができません。その上で、特別委員会は、買付等について、下記アの発動事由が存すると判断した場合には、特段の事情がある場合を除き、当社取締役会に対して、本プランの発動として新株予約権の無償割当てを実施することを勧告します。

また、当社取締役会は、下記アの発動事由のうち発動事由その2の該当可能性が問題となっている場合で、特別委員会が新株予約権の無償割当ての実施に際して、予め株主総会の承認を得るべき旨の留保を付した場合等には、株主総会を招集し、株主の皆さまの意思を確認することができます。

当社取締役会は、上記の特別委員会の勧告を最大限尊重して新株予約権無償割当ての実施または不実施に関する決議を行い、また、上記の株主総会の決議が存する場合には、その決議に従います。

ア) 新株予約権の無償割当ての要件

本プランの発動として新株予約権の無償割当てを実施するための要件は、下記のとおりです。

記

発動事由その1

本プランに定められた手続に従わない買付等であり(買付等の内容を判断するために合理的に必要とされる時間や情報の提供がなされない場合を含む。)、かつ新株予約権の無償割当てを実施することが相当である場合(なお、買付者等が本プランに定められた手続に従ったか否かを判断するにあたっては、必ずしも買付者等が当社に関する詳細な情報を有していない場合があること等の買付者等側の事情も合理的な範囲で充分勘案するものとし、当社取締役会が提出を求めた必要情報の一部が買付者等によって提出されていないことのみをもって、買付者等による本プランに定められた手続の不遵守を認定することは行わないものとします。)

発動事由その2

以下の要件のいずれかに該当し、かつ新株予約権の無償割当てを実施することが相当である場合(なお、新株予約権の無償割当てを実施することが相当であるとの判断は、当該買付等が当社の企業価値ひいては株主共同の利益に対する明白な侵害をもたらすおそれのある場合に限り行われるものであり、買付者等の意図が下記のいずれかに形式的に該当することや、株主以外のステークホルダーの利益に悪影響を与えることのみを理由として、新株予約権の無償割当てを実施することが相当であるとの判断は行わないものとします。)

- (a) 以下に掲げる行為等により、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に対する明白な侵害をもたらすおそれのある買付等である場合
- ① 株券等を買占め、その株券等について当社関係者等に対して高値で買取りを要求する行為
 - ② 当社の経営を一時的に支配して、当社の重要な資産等を廉価に取得する等当社の犠牲の下に買付者等の利益を実現する経営を行うような行為
 - ③ 当社の資産を買付者等やそのグループ会社等の債務の担保や弁済原資として流用する行為
 - ④ 当社の経営を一時的に支配して、当社の事業に当面関係していない高額資産等を処分させ、その処分利益をもって、一時的な高配当をさせるか、一時的な高配当による株価の急上昇の機会をねらって高値で売り抜ける行為
- (b) 強圧的二段階買付(最初の買付で全株式の買付を勧誘することなく、二段階目の買付条件を不利に設定し、あるいは明確にしないで、公開買付等の株式買付を行うことをいいます。)等、株主に株式の売却を事実上強要するおそれのある買付等である場合
- (c) 買付等の条件(対価の価額・種類、時期、方法の適法性、実現可能性、買付等の後における当社の他の株主、従業員、顧客、取引先その他の当社に係る利害関係者に対する方針等を含みます。)が当社の企業価値ひいては株主共同の利益に鑑み著しく不十分または不適当な買付等である場合
- (d) 当社の企業価値を生み出すうえで必要不可欠な当社の他の株主、従業員、顧客、取引先その他の当社に係る利害関係者との関係を著しく損なうこと等により、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に著しく反する重大な

おそれをもたらす買付等である場合

(イ) その他

本プランに従い株主の皆さまに対して割り当てられる予定の新株予約権は、1円を下限として当社株式1株の時価の2分の1の金額を上限とする金額の範囲内において、当社取締役会が決定した金額を払い込むことにより行使し、原則として、新株予約権1個につき普通株式1株を取得することができ、また、所定の非適格者による権利行使が（一定の例外事由が存する場合を除き）認められないという行使条件、および当社が非適格者以外の者から当社株式1株と引換えに未行使の新株予約権1個を取得することができる旨の取得条項が付されています。

本プランの有効期間は、平成24年6月28日開催の第144期定時株主総会終結後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとします。ただし、有効期間の満了前であっても、当社株主総会において本プランに係る新株予約権の無償割当てに関する事項の決定についての取締役会への委任を撤回する旨の決議が行われた場合、または当社取締役会において本プランを廃止する旨の決議が行われた場合には、本プランはその時点で廃止されることになります。

本プラン導入後であっても、新株予約権無償割当てが実施されていない場合、株主の皆さまに直接具体的な影響が生じることはありません。他方、本プランが発動され、新株予約権無償割当てが実施された場合、仮に、株主の皆さまが新株予約権行使および行使価額相当の金銭の払込を行わないと、保有株式が希釈化される場合があります（ただし、当社が当社株式を対価として新株予約権の取得を行った場合、非適格者以外の株主の皆さまには保有株式の希釈化は原則として生じません。）。

なお、一旦新株予約権の無償割当て決議がなされた場合であっても、当社は、特別委員会の勧告を最大限尊重し、新株予約権の無償割当てに係る権利落ち日の前々営業日までにおいては新株予約権の無償割当てを中止し、または新株予約権の無償割当ての効力発生日以降行使期間開始日の前日までにおいては新株予約権を無償にて取得する場合があります。これらの場合には、当社株式1株当たりの価値の希釈化は生じませんので、こうした希釈化が生じることを前提に売買を行った投資家の皆さまは、株価の変動により相応の損害を受ける可能性があります。

3. 上記(2)の取組みに関する当社の取締役会の判断およびその理由

本プランは、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保・向上させる目的をもって導入されたものであり、基本方針に沿うものです。特に、本プランは、①株主総会において株主の承認を得たうえで導入されたものであること、②一定の場合には本プランの発動の是非について株主の皆さまの意思を確認する仕組みが設けられていること、③本プランの有効期間が1年間と定められたうえ、株主総会または取締役会によりいつでも廃止できるとされていること、④独立性を有する社外取締役等から構成される特別委員会が設置されており、本プランの発動に際しては必ず特別委員会の判断を経ることが必要とされていること、⑤特別委員会は当社の費用で第三者専門家を利用することができることとされていること、⑥本プランの発動に関する合理的な客観的要件が設定されていることなどにより、その公正性・客観性が担保されており、企業価値ひいては株主共同の利益に資するものであり、当社の会社役員としての地位の維持を目的とするものではありません。

II. 連結注記表

連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記

1. 連結の範囲に関する事項

- (1) 連結子会社の数及び主要な連結子会社の名称
連結子会社の数 167社

主要な連結子会社の名称 オリンパスメディカルシステムズ(株)
オリンパスイメージング(株)
オリンパスビジネスクリエイツ(株)
Olympus Corporation of the Americas
Olympus Europa Holding SE
Olympus Corporation of Asia Pacific Limited

(新規) 8社
Olympus Europa Holding SE
(株)キャミック 他6社

Olympus Europa Holding SE他2社は当連結会計年度に新規設立したものです。

Olympus New Co GmbHは当連結会計年度に資本参加したものです。

(株)キャミック他3社は重要性が増したため、当連結会計年度より持分法非適用の非連結子会社から連結子会社へ移行したものです。

(除外) 33社
アイ・ティー・エックス(株)
(株)ネットプロテクションズ
NEWS CHEF(株)
Celon AG Medical Instruments
Algram Engineering Company Ltd 他28社

アイ・ティー・エックス(株)、(株)ネットプロテクションズ他11社は当連結会計年度に株式を売却したこと等に伴い、連結子会社から除外しています。

NEWS CHEF(株)他2社は重要性が低下したため、連結子会社から除外しています。

Celon AG Medical Instruments他6社は当連結会計年度に他の連結子会社と合併したことに伴い、連結子会社から除外しています。

Algram Engineering Company Ltd他9社は当連結会計年度に清算したことにより、連結子会社から除外しています。

- (2) 主要な非連結子会社の名称等
主要な非連結子会社の名称 オリンパスサポートメイト(株)
NEWS CHEF(株) 他5社

非連結子会社7社は、いずれも小規模であり、合計の総資産、売上高、当期純損益及び利益剰余金（持分に見合う額）等は、いずれも連結計算書類に及ぼす影響額が軽微であるため、連結の範囲から除外しています。

2. 持分法の適用に関する事項

(1) 持分法を適用した関連会社の数及び主要な会社等の名称

持分法を適用した関連会社の数 3社

主要な会社等の名称

(株)アダチ

Olympus Opto Systems India Private Limited

Olympus Cytori Inc.

(新規) 1社

Olympus Opto Systems India Private Limited

Olympus Opto Systems India Private Limitedは重要性が増したため、当連結会計年度より持分法の適用範囲に含めております。

(除外) 2社

(株)アーテファクトリー 他1社

(株)アーテファクトリー他1社は当連結会計年度に株式を売却したこと等に伴い、持分法適用の関連会社から除外しています。

(2) 持分法を適用していない非連結子会社オリンパスサポートメイト(株)他6社及び関連会社2社は、連結純損益及び利益剰余金等に及ぼす影響が軽微であるため、持分法の適用から除外しています。

3. 会計処理基準に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

①有価証券

満期保有目的の債券 ……償却原価法

その他有価証券

時価のあるもの

……決算期末日の市場価格等に基づく時価法

(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)

時価のないもの

……移動平均法による原価法

なお、投資事業有限責任組合及びこれに類する組合への出資（金融商品取引法第2条第2項により有価証券とみなされるもの）については、組合契約に規定される決算報告日に応じて入手可能な最近の決算書を基礎とし、持分相当額を純額で取り込む方法によっています。

②デリバティブ取引により生ず

る債権及び債務 ……時価法

③たな卸資産

……主として先入先出法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）によっています。

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

- ①有形固定資産（リース資産を除く）……………主として定率法
車両運搬具、工具及び備品……………主として法人税法に基づく耐用年数によっています。
その他の有形固定資産……………主として機能的耐用年数の予測に基づいて決定した当社所定の耐用年数によっています。
- ②無形固定資産（リース資産を除く）……………定額法
主として経済的見積耐用年数によっています。
なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（3年から5年）によっています。
- ③リース資産
所有権移転外ファイナンス・……………リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用していま
リース取引に係るリース資産……………す。
なお、所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が平成20年3月31日以前のリース取引については、通常の賃貸借処理に係る方法に準じた会計処理によっています。

(3) 重要な引当金の計上方法

- ①貸倒引当金
売掛金、貸付金等の債権の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しています。
- ②製品保証引当金
販売済製品に対して保証期間内に発生が見込まれるアフターサービス費用を計上したもので、過去のアフターサービス費の実績額を基礎として、所定の基準により計上しています。
- ③退職給付引当金
従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務及び年金資産に基づき、当連結会計年度末に発生していると認められる額を計上しています。
過去勤務債務については、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（主として5年）による按分額を費用処理しています。
数理計算上の差異については、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（主として5年）による按分額を翌連結会計年度より費用処理しています。
- ④役員退職慰労引当金
国内の連結子会社においては、役員の退職慰労金の支出に備えるため、内規に基づく連結会計年度末要支給額を計上しています。
- ⑤事業整理損失引当金
当社グループの行う事業の整理に伴う損失に備えるため、損失負担見込額を計上しています。

(4) その他連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項

①重要な繰延資産の処理方法

株式交付費及び社債発行費 ……………支出時に全額費用として処理しています。

②収益及び費用の計上基準

ファイナンス・リース取引に……………主としてリース取引開始日に売上高と売上原価を計上する方法によってい
係る収益の計上基準 ………………ます。

③重要なヘッジ会計の方法

繰延ヘッジ処理を採用しています。なお、為替予約が付されている外貨建金銭債権債務については、振当処理
を行っています。また金利スワップについては、特例処理の要件を満たすものについて、特例処理を採用して
います。

ヘッジ手段とヘッジ対象

ヘッジ手段 ………………為替予約取引、通貨オプション取引、通貨スワップ取引、金利スワップ取
引

ヘッジ対象 ………………外貨建金銭債権債務の予定取引、借入金

ヘッジ方針

デリバティブに関する権限及び取引限度額を定めた内部規程に基づき、為替変動リスク、並びに金利変動リス
クをヘッジしています。

ヘッジ有効性評価の方法

ヘッジ対象の相場変動、キャッシュ・フローとヘッジ手段の間に高い相関関係があることを確認し、有効性の
評価としています。

④のれんの償却方法及び償却期間

のれんは、主に5年から20年の間で均等償却しています。

⑤消費税等の会計処理

税抜き方式によっています。

⑥連結納税制度の適用

当社及び一部の連結子会社をそれぞれ連結納税親会社とする連結納税制度を適用しています。

連結貸借対照表に関する注記

1. 担保に供している資産及び担保に係る債務

(1) 担保に供している資産	
現金及び預金	2,000百万円
リース債権及びリース投資資産	8,257百万円
建物及び構築物	980百万円
機械装置及び運搬具	443百万円
投資その他の資産のその他	4,808百万円
合計	16,488百万円

(2) 担保に係る債務	
短期借入金	8,350百万円
長期借入金	4,109百万円
合計	12,459百万円

2. 有形固定資産の減価償却累計額 256,482百万円

3. 保証債務

(相手先)	(内容)	(金額)
ノエル・カンパニー・リミテッド	銀行借入金	2,000百万円
従業員	住宅資金借入金等	93百万円
計		2,093百万円

4. 受取手形割引高 195百万円
(うち輸出為替手形割引高) 195百万円

5. 連結会計年度末日満期手形の会計処理

連結会計年度末日満期手形の会計処理については、当連結会計年度末日が金融機関の休日でしたが、満期日に決済が行われたものとして処理をしています。当連結会計年度末日の満期手形の金額は次のとおりです。

受取手形	363百万円
支払手形	793百万円

6. 貸倒引当金

貸倒引当金のうち7,211百万円は受け皿ファンドに関連した支払手数料のうち過大なものとして投資その他の資産の「その他」に計上された長期未収入金7,211百万円に対する回収不能見込額です。なお、当該支払手数料は、複数の受け皿ファンドの外部協力者に支払われたものですが、合意されたものではないため当社は受け皿ファンドの外部協力者に対して請求を行う予定です。

連結株主資本等変動計算書に関する注記

当連結会計年度末における発行済株式の種類及び総数

普通株式

305,671,508株

第三者割当増資による新株の発行により、当連結会計年度における普通株式の発行済株式は34,387,900株増加しています。

金融商品に関する注記

1. 金融商品の状況に関する事項

当社グループは、短期的な預金等を中心に資金運用を行っており、銀行等金融機関からの借入及び社債により資金を調達しています。

受取手形及び売掛金に係る顧客の信用リスクは、内部規程に沿ってリスク低減を図っています。また、投資有価証券は四半期ごとに時価の把握を行っています。

借入金の用途は運転資金（主として短期）及び事業投資資金（長期）であり、一部の長期借入金の金利変動リスクに対して金利スワップ取引を実施して支払利息の固定化を実施しています。なお、デリバティブは内部規程に従い、実需の範囲で行うこととしています。

2. 金融商品の時価等に関する事項

平成25年3月31日（当期の連結決算日）における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりです。なお、重要性が乏しいもの並びに時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含めていません。（注）2.をご参照ください）

	連結貸借対照表 計上額 (百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)
(1) 現金及び預金	229,610	229,610	—
(2) 受取手形及び売掛金	125,231	125,231	—
(3) 投資有価証券	43,904	43,904	—
資産計	398,745	398,745	—
(4) 支払手形及び買掛金	42,272	42,272	—
(5) 短期借入金	39,637	39,637	—
(6) 社債（一年内償還予定社債を含む）	90,000	90,424	424
(7) 長期借入金（一年内返済予定の長期借入金を含む）	430,753	442,623	11,870
負債計	602,662	614,956	12,294
(8) デリバティブ取引	(185)	(185)	—

※デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については（ ）で表示しています。

(注) 1.金融商品の時価の算定方法に関する事項

(1)現金及び預金、並びに(2)受取手形及び売掛金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっています。

(3)投資有価証券

これらの時価について、株式は取引所の価格によっており、債券及び投資信託は取引所の価格又は取引金融機関から提示された価格によっています。

(4)支払手形及び買掛金、並びに(5)短期借入金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっています。

(6)社債

当社の発行する社債の時価は、元利金の合計額を当該社債の残存期間及び信用リスクを加味した利率で割り引いた現在価値により算定しています。

(7)長期借入金

これらの時価については、元利金の合計額を、新規に同様の借入を行った場合に想定される利率で割り引いて算定する方法によっています。変動金利による長期借入金は金利スワップの特例処理の対象とされており（下記(8)参照）、当該金利スワップと一体として処理された元利金の合計額を、同様の借入を行った場合に適用される合理的に見積られる利率で割り引いて算定する方法によっています。

(8)デリバティブ取引

デリバティブ取引の時価は、契約を締結している取引先金融機関から提示された価格によっています。金利スワップの特例処理、外貨建金銭債権債務等に振り当てたデリバティブ取引について、ヘッジ対象と一体として取扱い、当該デリバティブ取引の時価をヘッジ対象の時価に含めて記載しています。

(注) 2.時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

区分	連結貸借対照表計上額（百万円）
① 非上場株式	737
② その他	1,847
合計	2,584

これらについては、市場価格がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積るには多大なコストを要すると見込まれます。したがって、時価を把握することが極めて困難と認められるものであるため、「(3)投資有価証券」には含めていません。

1 株当たり情報に関する注記

1. 1株当たり純資産額	494円96銭
2. 1株当たり当期純利益	28円96銭

重要な後発事象に関する注記

重要な合併会社の設立

当社は、平成24年9月28日に締結したソニー株式会社（以下、ソニー）との業務提携契約に基づき、日本及びその他各国の政府当局または監督官庁の必要な承認をすべて取得し、医療事業の合併会社であるソニー・オリンパスメディカルソリューションズ株式会社を平成25年4月16日に設立しました。

1. 設立の目的

ソニーが有するデジタルイメージング技術などの最先端のエレクトロニクス技術と、当社の有するレンズ、光学技術などの医療機器製造・開発技術を組み合わせ、質の高い医療の機会を提供することにより、世界の医療の発展への貢献を目指すために設立されました。

2. 設立した会社の概要等

(1) 商号	ソニー・オリンパスメディカルソリューションズ株式会社
(2) 所在地	東京都八王子市
(3) 事業内容	医療機械器具その他機械器具の製造、販売
(4) 資本金	50百万円
(5) 取得価額	24.5百万円
(6) 取得後の持分比率	ソニー 51.0%、当社 49.0%

その他の注記

1. 今後の状況

平成23年11月8日の当社の有価証券投資等の損失計上の先送りの発表の結果、国内及び海外（英国、米国を含む）の捜査当局、監督機関その他の公的機関の調査が開始され継続しており、今後、これらの調査により新たな事実が判明した場合には、連結計算書類を訂正する場合があります。

また、当社の不適切な財務報告の結果、現在、東京地方裁判所において当社に対する証券取引法違反及び金融商品取引法違反被告事件が係属中であり、平成25年3月26日の論告求刑において、10億円の罰金刑を求刑されています。更に、当社の不適切な財務報告の結果、当社に対して当社株主等が訴訟を提起しており、今後も様々な株主及び株主グループが当社への損害賠償を求め、又は訴訟を起こすおそれがあります。

なお、これらの事象の金額的な影響は現時点で見積が困難であるため、当社の業績に与える影響は不明です。

2. 訴訟の提起

当社は、訴訟の提起を受けました。訴訟の概要は次のとおりです。

(1) 訴訟の提起があった年月日

平成24年7月23日

(2) 訴訟を提起した者の名称、住所及び代表者の氏名

- ① 名称 テルモ株式会社
- ② 住所 東京都渋谷区幡ヶ谷二丁目44番1号
- ③ 代表者 代表取締役 新宅 祐太郎

(3) 訴訟の内容及び請求金額

当社は平成17年8月4日提出の有価証券届出書にもとづいて当社株式の第三者割当を実施し、テルモ株式会社は当社株式6,811,000株を総額14,998百万円で引き受けました。

その後、当社の過去の損失計上先送り問題により、第三者割当当時の有価証券届出書に重要な事項の虚偽記載があったことが発覚し、これによって6,612百万円の損害を受けたとして、旧証券取引法第23条の2の規定により読み替えられる同法第18条第1項および第2項ならびに同法第19条に基づき、損害の賠償を求める訴えが提起されたものです。

損害賠償請求金額は、6,612百万円及びこれに対する平成17年8月22日から支払済みまで年5分の割合による金員の支払いです。

(4) 今後の見通し

当社は、本訴訟に関し、弁護士を訴訟代理人に選任し、請求棄却を求めています。本訴訟による金額的な影響は現時点で見積が困難であるため、当社の業績に与える影響は不明です。

3. 事業分離

事業分離の概要

(1) 会社分割による事業分離及び株式譲渡先企業の名称

- ① 会社分割による事業分離先企業の名称
アイ・ティー・エックス(株)
- ② 株式譲渡先企業の名称
アイジェイホールディングス(株)

(2) 分離した事業の内容

情報通信事業

(3) 事業分離を行った主な理由

対象事業については、安定的なキャッシュフローを創出する事業としてこれまでも当社グループにて積極的に取り組んできましたが、更なる成長を実現するためには、積極的な店舗展開や人材投資が必要となり、これらの経営ノウハウと資金を含む経営資源の投入が迅速かつ積極的に行われる事業環境の整備が必要と判断するに至りました。

日本産業パートナーズ(株)との協議を経て、同社のこれまでの子会社独立/事業分社化等の実績及び経験を活用し、同社の経営支援ノウハウや資本面での支援の下で事業の発展を図ることが、対象事業の更なる飛躍に資するとともに、当社の株主価値の最大化につながるものと判断し、本会社分割及び本株式譲渡を実施することとしました。

(4) 会社分割日及び株式譲渡日

会社分割日：平成24年9月28日

株式譲渡日：平成24年9月28日

(5) 法的形式を含むその他取引の概要に関する事項

アイ・ティー・エックス(株) (以下「旧ITX」といいます。) の情報通信事業を新たに設立した吸収分割承継会社であるアイ・ティー・エックス(株)に承継させるとともに、同社を日本産業パートナーズ(株)が管理・運営する組合による100%出資会社であるアイジェイホールディングス(株)に譲渡しております。また、旧ITXは、同日付でその商号をインプレス開発(株)に変更しました。

実施した会計処理の内容

(1) 移転損益の金額

17,600百万円

(2) 移転した事業に係る資産及び負債の適正な帳簿価額並びにその主な内訳

流動資産	57,427百万円
固定資産	26,317百万円
資産合計	<u>83,744百万円</u>
流動負債	48,208百万円
固定負債	1,832百万円
負債合計	<u>50,040百万円</u>

当連結会計年度の連結損益計算書に計上されている分離した事業に係る損益の概算額

売上高	114,243百万円
営業利益	1,704百万円

4. 減損損失

以下の資産グループについて減損損失を計上しています。

用途	種類	減損損失 (百万円)
映像事業資産	土地	200
	建物及び構築物	1,236
	工具器具備品	713
	機械装置及び運搬具	573
	建設仮勘定	66
	施設利用権	47
	特許権	102
	ソフトウェア等	364
	長期前払費用	432
その他事業資産	土地	10
	建物及び構築物	579
	工具器具備品	8
	機械装置及び運搬具	328
	建設仮勘定	3
	リース資産	24
	のれん	16
	特許権	19
	ソフトウェア等	11
	技術関連	1,031
	販売権	348
処分予定資産	ソフトウェア	1,490
合計		7,600

事業資産においては主として事業の種類別のセグメントの区分ごと、処分予定資産においては廃棄・売却等により処分が予定されている資産として、遊休資産は個別単位の資産をグルーピングしています。

事業資産については、経営環境の変化により将来キャッシュ・フローの見積期間にわたって回収可能性が認められなくなったため、帳簿価額を回収可能価額まで減額しています。なお、回収可能価額は、使用価値と正味売却価額のいずれか高い金額とし、不動産鑑定評価に基づく正味売却価額、または、将来キャッシュ・フローに基づく使用価値として測定しています。

処分予定資産については、業務効率化のための自社利用システムについて、廃棄の意思決定が行われたため帳簿価額を零として評価しています。

Ⅲ. 個別注記表

重要な会計方針に係る事項に関する注記

1. 資産の評価基準及び評価方法

(1) 有価証券

①満期保有目的の債券 ……償却原価法

②子会社株式及び関連会社株式 ……移動平均法による原価法

③その他有価証券

時価のあるもの ……決算期末日の市場価格等に基づく時価法

(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)

時価のないもの ……移動平均法による原価法

なお、投資事業有限責任組合及びこれに類する組合への出資（金融商品取引法第2条第2項により有価証券とみなされるもの）については、組合契約に規定される決算報告日に応じて入手可能な最近の決算書を基礎とし、持分相当額を純額で取り込む方法によっています。

(2) デリバティブ取引により生ずる債権及び債務 ……時価法

(3) たな卸資産 ……先入先出法に基づく原価法

(貸借対照表価額については、収益性の低下に基づく簿価切り下げの方法により算定)

2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産（リース資産を除く） ……定率法

①車両運搬具、工具及び備品 ……法人税法に基づく耐用年数によっています。

②その他の有形固定資産 ……機能的耐用年数の予測に基づいて決定した当社所定の耐用年数によっています。

(2) 無形固定資産（リース資産を除く） ……定額法

法人税法に基づく耐用年数によっています。なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（3年）によっています。

(3) リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産 ……リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しています。

なお、所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が平成20年3月31日以前のリース取引については、通常の賃貸借処理に係る方法に準じた会計処理によっています。

3. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

売掛金、貸付金等の債権の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しています。

(2) 製品保証引当金

販売済製品に対して当社の保証期間内に発生が見込まれるアフターサービス費用を計上したもので、過去のアフターサービス費の実績額を基礎として、当社所定の基準により計上しています。

- (3) 退職給付引当金
 従業員の退職給付に備えるため、当期末における退職給付債務及び年金資産に基づき、当期末に発生していると認められる額を計上しています。
 過去勤務債務については、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（5年）による按分額を費用処理しています。
 数理計算上の差異については、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（5年）による按分額を翌期より費用処理しています。
- (4) 事業整理損失引当金
 一部の子会社の行う事業の整理に伴う損失に備えるため、損失負担見込額を計上しています。
4. その他計算書類作成のための基本となる重要な事項
- (1) 重要な繰延資産の処理方法
 株式交付費及び社債発行費 ……支出時に全額費用として処理しています。
- (2) ヘッジ会計の方法
 ①ヘッジ会計の方法
 繰延ヘッジ処理を採用しています。なお、為替予約が付されている外貨建売掛金については、振当処理を行っています。また金利スワップについては、特例処理の要件を満たしていますので、特例処理を採用しています。
- ②ヘッジ手段とヘッジ対象
 ・ヘッジ手段 ……為替予約取引、金利スワップ取引
 ・ヘッジ対象 ……外貨建売掛金の予定取引、借入金
- ③ヘッジ方針
 デリバティブに関する権限及び取引限度額等を定めた内部規程に基づき、為替変動リスク、並びに金利変動リスクをヘッジしています。
- ④ヘッジ有効性評価の方法
 ヘッジ対象の相場変動、キャッシュ・フローとヘッジ手段の間に高い相関関係があることを確認し、有効性の評価としています。
- (3) 消費税等の会計処理
 税抜き方式によっています。
- (4) 連結納税制度の適用
 連結納税制度を適用しています。

貸借対照表に関する注記

1. 有形固定資産の減価償却累計額	69,633百万円
2. 保証債務	3,829百万円
上記には関係会社に対する保証予約等3,594百万円が含まれています。	
3. 関係会社に対する短期金銭債権	43,004百万円
4. 関係会社に対する長期金銭債権	28,569百万円
5. 関係会社に対する短期金銭債務	30,452百万円
6. 輸出為替手形割引高	2,150百万円

7. 期末日満期手形の会計処理

期末日満期手形の会計処理については、当期末日が金融機関の休日でしたが、満期日に決済が行われたものとして処理をしています。当期末日の満期手形の金額は次のとおりです。

受取手形	22百万円
支払手形	15百万円

8. 貸倒引当金

貸倒引当金のうち7,211百万円は受け皿ファンドに関連した支払手数料のうち過大なものとして投資その他の資産の「長期未収入金」に計上された7,211百万円に対する回収不能見込額です。なお、当該支払手数料は、複数の受け皿ファンドの外部協力者に支払われたものですが、合意されたものではないため当社は受け皿ファンドの外部協力者に対して請求を行う予定です。

損益計算書に関する注記

関係会社との取引高	
営業取引による取引高	
売上高	56,933百万円
仕入高	22,861百万円
その他の営業取引	9,794百万円
営業取引以外の取引による取引高	31,582百万円

株主資本等変動計算書に関する注記

1. 当事業年度末における発行済株式の種類及び総数

普通株式 305,671,508株

第三者割当増資による新株の発行により、当事業年度末における普通株式の発行済株式は34,387,900株増加しています。

2. 当事業年度末における自己株式の種類及び株式数

普通株式 4,425,782株

単元未満株式の買取りにより、当事業年度末における普通株式の自己株式は3,904株増加しています。

税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

(繰延税金資産)

たな卸資産	1,175百万円
前払費用	2,723百万円
未払賞与	1,187百万円
有形固定資産	3,340百万円
無形固定資産	2,473百万円
投資有価証券	5,096百万円
関係会社株式	26,334百万円
貸倒引当金	8,934百万円
その他	2,864百万円
繰越欠損金	43,767百万円
繰延税金資産小計	97,893百万円
評価性引当額	△92,919百万円
繰延税金資産合計	4,974百万円

(繰延税金負債)

その他有価証券評価差額金	△1,587百万円
圧縮記帳積立金	△1,056百万円
前払年金費用	△1,539百万円
その他	△270百万円
繰延税金負債合計	△4,452百万円
繰延税金資産の純額	522百万円

リースにより使用する固定資産に関する注記

貸借対照表に計上した固定資産のほか、顕微鏡製造設備の一部及び電子計算機等はリース契約により使用していません。

関連当事者との取引に関する注記

種 類	会社等の名称	議決権等の 所有（被所 有）割合（%）	関連当事者 との 関係	取引の内容	取 引 金 額 （百万円）	科 目	期 末 残 高 （百万円）
子会社	株式会社アルティス	所有 直接 95.9	資金の援助 役員の兼任	資金の貸付 (注1) 資金の回収	500 92	破産更生債権等 (注2)	4,518
	株式会社ヒューマラボ	所有 直接 87.3	資金の援助 役員の兼任	資金の貸付 (注1)	150	破産更生債権等 (注2)	5,550
	インプレス開発株式会社	所有 直接 100.0	資金の援助 役員の兼任	連結納税の 帰属(注3)	7,749	破産更生債権等 (注2)	7,749
	NEWS CHEF株式会社	所有 直接 95.4	資金の援助 役員の兼任	資金の回収 債権放棄 (注4)	118 6,362	—	—

取引条件及び取引条件の決定方針等

- (注) 1. 資金の貸付については、市場金利を勘案して利率を決定しています。なお、担保は受け入れていません。
 2. 子会社への破産更生債権等に対し、合計17,817百万円の貸倒引当金を計上しています。また、当事業年度において、合計7,749百万円の貸倒引当金繰入額を計上しています。
 3. 連結納税子会社に対する個別帰属額のうち、回収不能と認められる部分であります。
 4. 特別清算に基づく債権放棄を行っています。

1 株当たり情報に関する注記

- | | |
|---------------|---------|
| 1. 1株当たり純資産額 | 308円82銭 |
| 2. 1株当たり当期純利益 | 60円62銭 |

重要な後発事象

重要な合併会社の設立

当社は、平成24年9月28日に締結したソニー株式会社（以下、ソニー）との業務提携契約に基づき、日本及びその他の各国の政府当局または監督官庁の必要な承認をすべて取得し、医療事業の合併会社であるソニー・オリンパスメディカルソリューションズ株式会社を平成25年4月16日に設立しました。

1. 設立の目的

ソニーが有するデジタルイメージング技術などの最先端のエレクトロニクス技術と、当社の有するレンズ、光学技術などの医療機器製造・開発技術を組み合わせ、質の高い医療の機会を提供することにより、世界の医療の発展への貢献を目指すために設立されました。

2. 設立した会社の概要等

(1) 商号	ソニー・オリンパスメディカルソリューションズ株式会社
(2) 所在地	東京都八王子市
(3) 事業内容	医療機械器具その他機械器具の製造、販売
(4) 資本金	50百万円
(5) 取得価額	24.5百万円
(6) 取得後の持分比率	ソニー 51.0%、当社 49.0%

その他の注記

1. 今後の状況

平成23年11月8日の当社の有価証券投資等の損失計上の先送りの発表の結果、国内及び海外（英国、米国を含む）の捜査当局、監督機関その他の公的機関の調査が開始され継続しており、今後、これらの調査により新たな事実が判明した場合には、計算書類及びその附属明細書を訂正する場合があります。

また、当社の不適切な財務報告の結果、現在、東京地方裁判所において当社に対する証券取引法違反及び金融商品取引法違反被告事件が係属中であり、平成25年3月26日の論告求刑において、10億円の罰金刑を求刑されています。更に、当社の不適切な財務報告の結果、当社に対して当社株主等が訴訟を提起しており、今後も様々な株主及び株主グループが当社への損害賠償を求め、又は訴訟を起こすおそれがあります。

なお、これらの事象の金額的な影響は現時点で見積が困難であるため、当社の業績に与える影響は不明です。

2. 訴訟の提起

当社は、訴訟の提起を受けました。訴訟の概要は次のとおりです。

(1) 訴訟の提起があった年月日

平成24年7月23日

(2) 訴訟を提起した者の名称、住所及び代表者の氏名

① 名称 テルモ株式会社

② 住所 東京都渋谷区幡ヶ谷二丁目44番1号

③ 代表者 代表取締役 新宅 祐太郎

(3) 訴訟の内容及び請求金額

当社は平成17年8月4日提出の有価証券届出書にもとづいて当社株式の第三者割当を実施し、テルモ株式会社は当社株式6,811,000株を総額14,998百万円で引き受けました。

その後、当社の過去の損失計上先送り問題により、第三者割当当時の有価証券届出書に重要な事項の虚偽記載があったことが発覚し、これによって6,612百万円の損害を受けたとして、旧証券取引法第23条の2の規定により読み替えられる同法第18条第1項および第2項ならびに同法第19条に基づき、損害の賠償を求める訴えが提起されたものです。

損害賠償請求金額は、6,612百万円及びこれに対する平成17年8月22日から支払済みまで年5分の割合による金員の支払いです。

(4) 今後の見通し

当社は、本訴訟に関し、弁護士を訴訟代理人に選任し、請求棄却を求めています。本訴訟による金額的な影響は現時点で見積が困難であるため、当社の業績に与える影響は不明です。

3. 減損損失

以下の資産グループについて減損損失を計上しています。

用途	種類	減損損失 (百万円)
処分予定資産	ソフトウェア	1,490
合計		1,490

事業資産においては主として事業の種類別のセグメントの区分ごと、処分予定資産においては廃棄・売却等により処分が予定されている資産として、遊休資産は個別単位に、資産をグルーピングしています。

処分予定資産については、業務効率化のための自社利用システムについて廃棄の意思決定が行われたため、帳簿価額を零として評価しています。